4　介護施設における研修の要件

1の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。

(2)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3)　研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があって介護福祉士の資格を有する者とすること。

(4)　日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5　介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(4)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

三　介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

1　ベトナム人介護福祉士候補者

(1)　ベトナム人介護福祉士候補者（交換公文1(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この三において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ　ロの活動の準備のための研修（2の規定による日本語の語学研修をいう。）の履修

ロ　介護福祉士養成施設における養成を通じた必要な知識及び技術の修得（当該介護福祉士養成施設における養成課程の期間は四年を超えないものとする。）

(2)　ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(a)の規定により、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。

(3)　ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(b)の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ　日本語能力試験のN1又はN2に合格していること。

ロ　日本語能力試験のN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

(4)　(1)のロの活動は、交換公文1(c)(ii)の規定により、介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものによる入学の許可があることを条件とする。

(5)　ベトナム人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文2(c)の規定により、一年間の滞在とし、(1)のロの介護福祉士養成施設における養成課程の修了のために必要な期間まで更新することができるとされ、第一の三による。

2　日本語の語学研修の履修

(1)　ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文1の規定により、入国後、日本語の語学研修を受けなければならない。

(2)　(1)の日本語の語学研修は、交換公文1の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。

3　ベトナム人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設の要件

ベトナム人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　養成課程が、昼間課程であること。

(2)　適切な教育の体制が整備されていること。

(3)　過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者の受入れにおいて、虚偽の学生の募集、不正な入学の許可その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(4)　過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(5)　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三

一　資格取得後の就労

1　ベトナム人看護師の就労

(1)　交換公文3(a)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するベトナム人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。

イ　第二の一の1の(6)の滞在の間に看護師の資格が与えられなかった後の期間に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者

ロ　第二の一の1の(6)の滞在の間に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者

(2)　(1)のサービスの提供は、交換公文3(a)の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3)　ベトナム人看護師の入国及び一時的な滞在は、交換公文3(a)の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。

(4)　(1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、交換公文3の注釈の規定により(2)の労働契約が当該者と受入れ調整機関が紹介した受入れ機関との間で締結されること及び交換公文5の規定により当該者に関する情報がベトナム政府により日本国政府に通報されることを条件とする。

2　ベトナム人看護師が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1)　施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するベトナム人看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

(2)　過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(3)　過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4)　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3　受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二　ベトナム人介護福祉士の就労

1　ベトナム人介護福祉士

(1)　交換公文3(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するベトナム人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ　第二の二の1の(5)又は第二の三の1の(5)の滞在の間に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を取得した者

ロ　第二の二の1の(5)又は第二の三の1の(5)の滞在の間に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格が与えられなかった後の期間に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を取得した者